

船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市犯罪被害者等支援条例（令和7年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づく支援金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罰にあたる行為その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含み、過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条並びにこれらの罪（同法第176条及び第179条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪又は性犯罪の被害を受けた者であつて、当該犯罪及び性犯罪による被害が警察等への照会等により客観的に確認できる者をいう。
- (4) 重傷病 1月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (5) 傷病 3週間以上1月未満の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (6) 市民 条例第2条第3号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず市の住民基本台帳に記録されていないが市内に居住する者をいう。
- (7) 遺族等 次のいずれかに該当する者とする。

ア 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者（以下「配偶者等」という。）又は犯罪被害者とともに船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第2項に規定する証明書又は証明カードの交付を受けた者若しくは他の地方公共団体において船橋市パートナーシップ宣誓制度と同様の制度に基づき証明書等の交付を受けた者（以下「パートナー」という。）

イ 犯罪により死亡した犯罪被害者の二親等以内の親族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上の養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(8) 家族等 次のいずれかに該当する者とする。

ア 犯罪被害者の配偶者等又はパートナー

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(9) 犯罪被害者等 犯罪被害者、その遺族等及びその家族等をいう。

（経済的支援に係る支援金の支給）

第3条 市長は、犯罪被害者及びその遺族等に経済的支援に係る支援金を支給する。

2 前項の経済的支援に係る支援金の支給額及び支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種支援金（遺族支援金）

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった遺族等（次号に定める支援金の給付後に死亡した犯罪被害者の遺族等を含む。）であって、次条に定める者

(2) 第2種支援金（重傷病支援金）

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、当該犯罪により重症病を負ったもの

(3) 第3種支援金（傷病支援金）

ア 支給額 5万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、当該犯罪により傷病を負ったもの

(4) 第4種支援金（不同意性交等被害支援金）

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項若しくは第241条又はこれらの罪の未遂罪による被害を受けたもの

(5) 第5種支援金（不同意わいせつ被害支援金）

ア 支給額 5万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であつて、刑法第176条、第179条第1項又は181条の罪による被害を受けたもの

- 3 第2種支援金又は第4種支援金を支給された者が、当該支援金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあつては、第2項第1号イに規定する支給対象者である遺族等に対し、20万円を支給する。
- 4 第3種支援金又は第5種支援金を支給された者が、当該支援金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあつては、第2項第1号イに規定する支給対象者である遺族等に対し、25万円を支給する。
- 5 第3種支援金又は第5種支援金を支給された者が、当該支援金の支給に係る犯罪に起因して第2種支援金又は第4種支援金の支給対象者に該当する犯罪被害者であることが判明した場合にあつては、5万円を支給する。
- 6 第2種支援金から第5種支援金については、第2項から前項に定めるもののほか、一の犯罪につき、一の支援金の支給を受けることができる。

(遺族等の範囲及び順位)

第4条 前条第2項第1号に規定する第1種支援金の支給対象者である遺族等は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者等又はパートナー
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族等」という。）
 - (3) 前号に該当しない当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡時において、胎児であつた子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の規定による子とし、その他のときにあつては同項第3号の規定による子とみなす。
 - 3 第1種支援金の支給対象者である遺族等の支給を受けるべき順位は、第1項各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先とし、実父母を後とする。
 - 4 前項の場合において、第1種支援金の支給対象者である遺族等の支給を受けるべき順位が同一の遺族等が2人以上あるときは、そのいずれか1人に対してした第1種支援金の支給をもって、当該遺族等の全てに支給したものとみなす。

- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって第1種支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族等となるべき者を故意に死亡させた者は、第1種支援金の支給対象者である遺族等としない。

(日常生活等の支援に係る支援金の支給)

第5条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者等に日常生活等の支援に係る支援金を支給する。

- 2 前項の日常生活等の支援に係る支援金の支給額及び支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家事支援金

ア 支給額 5万円

イ 支給対象者 第3条第2項第1号から第5号までの規定による支援金の支給対象者（以下「経済的支援金支給対象者」という。）であって、日常生活を営むことに支障が生じていると認められ、かつ、次に掲げる家事支援に係るサービスを利用する必要があるもの

（ア）調理、洗濯、掃除及び買い物等の家事

（イ）その他市長が必要があると認める家事

(2) 配食支援金

ア 支給額 3万円（1人につき）

イ 支給対象者 経済的支援金支給対象者、その遺族等及びその家族等であって、食事の用意が困難となったと認められ、かつ、配食に係るサービスを利用する必要があるもの

(3) 一時保育支援金

ア 支給額 7万円（児童1人につき）

イ 支給対象者 経済的支援金支給対象者、その遺族等及びその家族等であって、その監護する児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。）の家庭での保育が困難となったと認められ、かつ、一時保育又は一時預かりに係るサービスを利用する必要があるもの

(4) 一時介護支援金

ア 支給額 3万円（介護が必要な者1人につき）

イ 支給対象者 経済的支援金支給対象者、その遺族等及びその家族等であつて、その介護する者の家庭での介護が困難となったと認められ、かつ、次に掲げる一時介護に係るサービスを利用する必要があるもの

(ア) 食事、排泄及び入浴等の介護

(イ) その他市長が必要であると認める介護

(居住の安定の支援に係る支援金の支給)

第6条 市長は、犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、新たな住居に転居する必要があるとき（転居する者が未成年者である場合は、当該転居についてその者の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているときに限る。）又は犯罪により汚損等をした当該従前の住居を復旧する必要があるときは、転居等支援金を支給する。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった場合
- (2) 犯罪の被害により住居が滅失し、又は損壊したことにより当該住居に居住することが困難となった場合
- (3) 条例第2条第6号に規定する二次的被害を受けた場合又は同条第7号に規定する再被害を受けた場合若しくは受けるおそれのある場合
- (4) 犯罪により受けた傷病、後遺障害、死亡等の犯罪の被害により、従前の住居で従来の生活を維持することが困難となった場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

2 前項の犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条第2項第1号の規定による第1種支援金の支給対象者
- (2) 第3条第2項第2号の規定による第2種支援金の支給対象者及び同項第3号の規定による第3種支援金の支給対象者
- (3) 第3条第2項第4号の規定による第4種支援金の支給対象者及び同項第5号の規定による第5種支援金の支給対象者
- (4) 第2号及び第3号に規定する者と犯罪の発生時において同居していた家族等
- (5) 放火（刑法第108条、第111条第1項及び第117条第1項の罪をいう。）の被

害により前項第2号に規定する場合に該当することとなった者であつて、第1号及び第2号に規定する者に該当せず、かつ、当該犯罪の被害の発生時において市民であつた者

- 3 第1項の支援金の額は、20万円とし、支給の回数は一の犯罪の被害につき1回とする。ただし、転居を伴う場合にあっては、支給の回数は2回を限度とする。

(法律相談の支援に係る支援金の支給)

第7条 市長は、犯罪の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るために、弁護士による法律相談を必要としていると認められる犯罪被害者等が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、法律相談支援金を支給する。

- (1) 第3条第2項第1号の規定による第1種支援金の支給対象者
- (2) 第3条第2項第2号の規定による第2種支援金の支給対象者及び同項第3号の規定による第3種支援金の支給対象者
- (3) 第3条第2項第4号の規定による第4種支援金の支給対象者及び同項第5号の規定による第5種支援金の支給対象者
- (4) 第2号及び第3号に規定する者の犯罪の発生時において市民である家族等

- 2 前項の支援金の額は、1万円とし、支給の回数は一の犯罪の被害につき2回を限度とする。

(裁判手続の支援)

第8条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者が犯罪等により受けた被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席する場合又は公判期日等に裁判所において傍聴する場合及び捜査機関からの要請に応じて捜査機関に赴く必要がある場合は、裁判手続等支援金を支給する。

- 2 前項の支援金の額は、5万円とし、支給の回数は前項の規定による裁判手続等支援金の支給対象者1人につき1回とする。

(支援金の支給の制限)

第9条 市長は、次に掲げる場合は、第3条、第5条及び第6条から第8条までに定める支援金（以下「支援金」という。）の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等又は支援金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、当該申請に係る犯罪の被害につき他の市町村から同種の支援を受けている場合
- (2) 犯罪被害者等又は申請者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び事実上

の養子縁組関係を含む。)がある場合(婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の親族関係が破綻していたと認められる場合を除く。)で、支援金の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合又は犯罪の発生時において犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族等がいる場合は、この限りでない。

- (3) 犯罪被害者等又は申請者に、犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は犯罪の被害につきその責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者又は申請者が船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)である場合
- (5) 犯罪被害者又は申請者が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続し又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは弁護の供与又はこれらに準ずる行為

- (6) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。
- (7) その他犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認める場合
(経済的支援に係る支援金の支給の申請)

第10条 第1種支援金の支給を受けようとする者は、船橋市犯罪被害者等支援金(第1種支援金)支給申請書(第1号様式)及び犯罪被害申告書(第2号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡

の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請者が、犯罪の発生時において市民であることを証明する書類

(3) 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本
その他の証明書

(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡時に事実上の
婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足る書類

(5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族等であることを証明するこ
とができる書類

(6) 申請を行う者が生計維持遺族等であるときは、犯罪の発生時に、犯罪被害者の収入
によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 第1順位の遺族等が2人以上あるときは、船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援
金）受給代表者決定申出書（第3号様式）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 第2種支援金、第3種支援金、第4種支援金及び第5種支援金の支給を受けようとする者は、船橋市犯罪被害者等支援金（第2種～5種支援金）支給申請書（第4号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 重傷病又は傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に
関する医師の診断書の写しその他の証明書

(2) 申請者が、犯罪の発生時において市民であることを証明する書類

(3) その他、市長が必要と認める書類

（日常生活等の支援に係る支援金等の支給の申請）

第11条 第5条から第8条までの規定による各支援金の支給を受けようとする者は、船橋市犯罪被害者等支援金（日常生活等の支援に係る支援金等）支給申請書（第5号様式）に、申請者が各支援金が必要であることを認めることができる書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が申請することができる。

(申請の期限)

第12条 支給申請は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める日から1年を経過したときは、申請をすることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第3条の規定による経済的支援に係る支援金及び第5条の規定による日常生活等の支援に係る支援金 次に掲げる日

ア 犯罪被害者が犯罪により死亡した者である場合 申請者が当該犯罪被害者の死亡の事実を知った日

イ 犯罪被害者が重傷病又は傷病を負った者である場合 犯罪被害者が重傷病であると医師が診断した日

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 支給申請を行う者が犯罪の被害を知った日

(2) 第6条の規定による転居等支援金 転居又は住居の復旧をしなければならない事由が発生した日

(3) 第7条の規定による法律相談支援金 弁護士による法律相談を行う日

(4) 第8条の規定による裁判手続等支援金 公判期日等に出席又は傍聴を行う日及び捜査機関からの要請に応じて捜査機関に赴く日

(支給決定)

第13条 市長は、第10条及び第11条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市犯罪被害者等支援金支給可否決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、申請者その他の関係者に対し、当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の支給後においても適用があるものとする。

(支給決定の取消し)

第14条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(2) 第9条の規定に該当することが判明したとき。

(支援金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市犯罪被害者等支援金返還命令書（第7号様式）により支給した支援金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により市長が支援金の返還を命じたときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪の被害について適用する。

第1号様式

船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援金）支給申請書

年 月 日

船橋市長 あて

（申請者）住 所

氏 名

㊟

電 話

船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援金）の支給を受けたいので、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

2 申請者と犯罪被害者との続柄

☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹 ☐パートナー

3 過去に船橋市犯罪被害者等支援金の給付を受けた場合は、その支援金の種類

☐第1種 ☐第2種 ☐第3種 ☐第4種 ☐第5種

4 支援金の返還

支援金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第15条第2項の規定に基づき、既に支給を受けた支援金を速やかに返還いたします。

☐はい ☐いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関		支店	
口座名義 (カタカナ)			
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請 をする理由			
代理人氏名		代理人 生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人電話			

添付書類

共通

☐	犯罪被害申告書（第2号様式）
☐	死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実と年月日を証明できる書類の写し
☐	申請者が、犯罪の発生時において市民であったことを証明する書類
☐	申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し
☐	振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる書類

該当する場合に提出

☐	<u>申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合</u> 犯罪により死亡した犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
☐	<u>申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合</u> 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位の遺族等であることを証明することができる書類
☐	<u>申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族等である場合</u> 申請者が生計維持遺族等であるときは、犯罪発生時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
☐	<u>第1順位の遺族等が複数いる場合</u> 第1順位の遺族等が2人以上あるときは、船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
☐	<u>代理人が代理で申請を行う場合</u> 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等の写し、任意代理人の場合は委任状）
☐	その他、市長が必要と認める書類

第2号様式

犯罪被害申告書

年 月 日

船橋市長 あて

(申告者) 住 所
氏 名

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年 月 日	
被害者の住所		
被害が発生した日	年 月 日	
被害を知った日	年 月 日	
被害を受けた場所		
犯罪被害にかかる罪名 (判明している場合)		
犯罪被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	事件受理 年月日	
	事件受理 番号	

2 支給除外事由の確認

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- ☐ 犯罪被害者等又は支援金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、当該申請に係る犯罪の被害につき他の市町村から同種の支援を受けていない。
- ☐ 犯罪被害者等又は申請者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び事実上の養子縁組関係を含む。）がある場合（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の親族関係が破綻していたと認められる場合を除く。）は、支援金の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがない。（犯罪被害者が18歳未満の場合又は犯罪の発生時において犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族等がいる場合を除く。）
- ☐ 犯罪被害者等又は申請者に、犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は犯罪の被害につきその責めに帰すべき行為がない。
- ☐ 犯罪被害者又は申請者が船橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない。
- ☐ 犯罪被害者又は申請者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続し又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でない。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは弁護の供与又はこれらに準ずる行為
- ☐ 犯罪被害者又は申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない。
- ☐ 犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給することが社会通念上適切でないと認められる場合に該当しない。

※第2種支援金、第3種支援金、第4種支援金及び第5種支援金の場合は、犯罪被害者本人についてのみの確認となります。

3 情報提供の同意

支援金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、船橋市（船橋市が指名する者を含む）が収集し、提供を受けることへの同意

☐同意します

第3号様式

船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

船橋市長 あて

(代表者) 住 所
氏 名 ㊟
電 話

私は、第1種支援金の支給対象者である第1順位の者を代表し、第1種支援金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第1順位の者以外に新たな第1順位の者が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が第1種支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の第1 順位の者の氏名 (署名)	犯罪被害者との 続柄	住所	連絡先

第1順位の者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

第1順位の者の氏名	犯罪被害者との 続柄	署名できない理由

第4号様式

船橋市犯罪被害者等支援金（第2種～第5種支援金）支給申請書

年 月 日

船橋市長 あて

（申請者）住 所

氏 名

㊞

電 話

船橋市犯罪被害者等支援金（☐第2種☐第3種☐第4種☐第5種）の支給を受けた
いので、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条第2項の規定により、支援金の
支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

2 支給要件

以下の支給要件に該当します。

☐【重傷病】医療機関で加療を要する期間が1か月以上を要する負傷、疾病

☐【傷病】医療機関で加療を要する期間が3週間以上1か月未満の負傷、疾病

☐不同意性交等被害

☐不同意わいせつ被害

負傷の状態について具体的には下記のとおりです。

--

3 過去に船橋市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、その支援金の種類

☐第1種☐第2種☐第3種☐第4種☐第5種

4 支援金の返還

支援金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第15条第2項の規定に基づき、既に支給を受けた支援金を速やかに返還いたします。

☐はい ☐いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関		支店	
口座名義 (カタカナ)			
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請 をする理由			
代理人氏名		代理人 生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人電話			

添付書類

共通

☐	犯罪被害申告書（第２号様式）
☐	重傷病及び傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写しであって、受傷日、加療期間及び病名を明記したもの
☐	申請者が、犯罪の発生時において市民であったことを証明する書類
☐	振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる書類

該当する場合に提出

☐	<u>代理人が代理で申請を行う場合</u>
☐	代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等の写し、任意代理人の場合は委任状）
☐	その他、市長が必要と認める書類

第5号様式

船橋市犯罪被害者等支援金（日常生活等の支援に係る支援金等）支給申請書

年 月 日

船橋市長 あて

（申請者）住 所

氏 名

㊞

電 話

船橋市犯罪被害者等支援金（日常生活等の支援に係る支援金等）の支給を受けたいので、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

- ☐家事支援金 ☐配食支援金 ☐一時保育支援金 ☐一時介護支援金
☐転居等支援金 ☐法律相談支援金 ☐裁判手続等支援金

2 支給要件

以下の支援金の支給要件に該当します。

- ☐第1種 ☐第2種 ☐第3種 ☐第4種

3 過去に船橋市犯罪被害者等支援金（日常生活等の支援に係る支援金等）の支給を受けた場合は、その支援金の種類

- ☐家事支援金 ☐配食支援金 ☐一時保育支援金 ☐一時介護支援金

4 支援金の返還

支援金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第15条第2項の規定に基づき、既に支給を受けた支援金を速やかに返還いたします。

- ☐はい ☐いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関		支店	
口座名義 (カタカナ)			
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請 をする理由			
代理人氏名		代理人 生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人電話			

添付書類

共通

☐	死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実と年月日を証明できる書類の写し
☐	重傷病及び傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写しであって、受傷日、加療期間及び病名を明記したもの
☐	申請者が、犯罪の発生時において市民であったことを証明する書類
☐	申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し
☐	振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる書類

※他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、提出する書類を省略することができる。

該当する場合に提出

☐	<u>申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合</u> 犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
☐	<u>代理人が代理で申請を行う場合</u> 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等の写し、任意代理人の場合は委任状）
☐	<u>転居等支援金の支給申請を行う場合</u> 申請者が、犯罪の発生時において第2種、第3種、第4種又は第5種支援金の支給対象者と同居していたことを証明する書類
☐	その他、市長が必要と認める書類

※他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、提出する書類を省略することができる。

第6号様式

船橋市犯罪被害者等支援金支給可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった船橋市犯罪被害者等支援金（第1種支援金・第2種～第5種支援金・日常生活等の支援に係る支援金等）の支給について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 支援金を支給します。

支給決定額 円

（内訳）

支援金区分	支援金名称	金額
経済的支援	第 種支援金	円
日常生活等支援	家事支援金	円
	配食支援金	円
	一時保育支援金	円
	一時介護支援金	円
居住安定支援	転居等支援金	円
法律相談支援	法律相談支援金	円
裁判手続支援	裁判手続等支援金	円

- 2 支援金を支給しません。

（理由）

第 7 号様式

船橋市犯罪被害者等支援金返還命令書

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付 号により支給決定のあった船橋市犯罪被害者等支援金について、船橋市犯罪被害者等支援金支給要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

補助金の支給決定額	円
補助金の既支給額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	